官報

（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕

○防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二一三）　二
○自衛隊法施行令等の一部を改正する政令（二一四）　五
○医療法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（二一五）　五
○令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令の一部を改正する政令（二一六）　六
○検疫法施行令の一部を改正する政令（二一七）　七
○道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令（二一八）　七
○検疫法施行令の一部を改正する政令（二一九）　七

〔その他告示〕

○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（財務六二～六九）　七
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（同七〇～七二）　一四
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（同七三～七五）　一六
○検疫法施行令別表第三の規定に基づき厚生労働大臣が指定する陸域の地域の一部を改正する件（厚生労働八二）　一八
○検疫法第八条第四項の規定による検疫区域の一部を改正する件（同八三）　一九
○種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件（農林水産三四〇）　一九

〔官庁報告〕

基本測量関係事項公告（国土交通省）　二二

〔公　告〕

諸事項

官庁
　買収前の所有者等への売払い関係　二三
裁判所
　破産、免責、再生関係　二三
特殊法人等
　日本弁護士連合会公示送達・懲戒処分関係　二三
地方公共団体
　教育職員免許状失効、公示送達、押収物還付関係　二三
会社その他
会社決算公告　二四

本号で公布された法令のあらまし

◇防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二十三号）（防衛省）

防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十四号）の施行期日は、令和八年三月二十三日とする。

◇自衛隊法施行令等の一部を改正する政令（政令第二十四号）（防衛省）

第１　自衛隊法施行令の一部改正

１　海上自衛隊の水上艦隊の新編に伴い、所要の規定の整備を行う。（第十五条の二、第十六条の三から第十六条の五まで及び第十六条の十二から第十八条の十四まで関係）

２　海上自衛隊の情報作戦集団の新編に伴い、所要の規定の整備を行う。（第十五条、第二十二条の二から第二十二条の十三まで、第二十五条及び第二十五条の二関係）

３　海上自衛隊の警備隊及び基地業務隊を廃止し、並びに艦隊基地隊を新編する。（第二十一条及び第二十一条の二関係）

４　航空自衛隊に宇宙作戦団を新編する。（第二十八条、第三十条の十三及び第三十条の十四関係）

５　航空自衛隊の航空戦術教導団の廃止に伴い、所要の規定の整備を行う。（第二十八条の二、第三十条の七及び第三十条の八関係）

６　航空自衛隊の警戒航空団等を改編する。（第三十条の三関係）

７　陸上自衛隊後方支援学校を新編する。（第十三条の二関係）

８　海上自衛隊の第一術科学校及び第二術科学校の所掌事務を変更する。（第三十四条関係）

９　陸上自衛隊補給本部の改編に伴い、所要の規定の整備を行う。（第三章第六節、第三章第七節及び第百二十七条関係）

10　麻薬及び向精神薬取締法等の適用を除外される部隊又は補給処について、所要の規定の整備を行う。（第百五十九条関係）

11　その他所要の規定の整備を行う。

第２　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正

１　海上自衛隊の水上艦隊の新編に伴い、自衛官俸給表の適用範囲の区分について、所要の規定の整備を行う。（第四条関係）

２　海上自衛隊の水上艦隊の新編等に伴い、俸給の特別調整額について、所要の規定の整備を行う。（別表第三関係）

第３　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部改正

水上艦隊の新編に伴い、武力攻撃事態等において市町村長が避難住民の誘導を行うよう要請できる自衛隊の部隊等の長に水上艦隊司令官等を追加するため、所要の規定の整備を行う。（第八条関係）

第４　施行期日

この政令は、防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十四号）の施行の日（令和八年三月二十三日）から施行する。（附則関係）

◇医療法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（政令第二十五号）（厚生労働省）

第１　医療法施行令の一部改正

１　病院又は診療所を開設する公益社団法人を除く一般社団法人は、厚生労働省令で定めるところにより、毎会計年度終了後三月以内に、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百二十三条第二項の規定により作成された同項に規定する計算書類及び事業報告並びにこれらの厚生労働省令で定める附属明細書を都道府県知事に届け出なければならないものとする。（第四条の七関係）

２　その他所要の改正を行う。

第２　地方自治法施行令の一部改正

１　地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する医療に関する事務に、第１の１の規定により、都道府県が処理することとされている事務を追加する。（第百七十四条の三十五第一項関係）

２　その他所要の改正を行う。